

官公庁建築工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

公共建築改修工事標準仕様書

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

公共住宅建設工事共通仕様書

(公共住宅事業者等連絡協議会 編集)

内装工事(ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)

●材料

(1)ビニル床シートはJIS A 5705(ビニル系床材)に基づき、種類の記号、色柄、厚さ等は特記による。特記がなければ、種類の記号はFS、厚さ2.0mmとする。

例. 厚さが2.0mm以外のタキストロンを使用される場合には特記が必要となります。

(3)特殊機能床材

(ウ)視覚障害者用床タイルの種類及び形状は、特記による。

例. 点字タイルを使用される場合には特記が必要となります。

(オ)防滑性床シートの種類、厚さ等は、特記による。

例. タキストロン、ネオセーフ抗菌を使用される場合には特記が必要となります。

〈適合品一覧〉

品名	品番	厚さ	区分
タキストロン	MT、MX、ST	2.9mm	FS
	HK、ZA、NA、RA、FH、QA、BA、SA、MR、PRE、SL	2.5mm	FS
	AHT、AHL、WB、LB、GK	2.0mm	FS
タキストロン プラスケア	XG	3.5mm	HS
	MJ、CJ、WJ	5.0mm	—
ネオクリーン	NE	2.0mm	FS
踊り場用シート	TW	2.5mm	FS
	TR	3.0mm	FS
ネオセーフ抗菌20	S	2.0mm	—
ネオセーフ抗菌25	T	2.5mm	—
点字タイル	TT、TS	7.0mm	—

(6)接着剤

(ア)ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤は、JIS A 5536(床仕上げ材用接着剤)に基づき、主成分による区分は表による施工箇所に応じたものとする。ただし、ホルムアルデヒド放散量による区分は、特記による。特記がなければF☆☆☆☆とする。

→ **タキロンシーアイ床用専用接着剤は、全て F☆☆☆☆商品です。**

主成分による区分	施工箇所
酢酸ビニル樹脂系、ビニル共重合樹脂系、アクリル樹脂系、エマルジョン系、ウレタン樹脂系、ゴム系ラテックス形	一般の床、幅木等
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	地下部分の最下段、玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、床下・防湿層のない土間、貯水槽、浴室の直上床及び脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所、耐動荷重性床シートの場合、化学実験室等

(注) 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合は、特記による。

●施工

(ウ)接合部の工法は、特記による。特記がなければ、熱溶接工法とし、次による。

(a)はぎ目及び継ぎ目の溝切りはビニル床シート張付け後、接着剤が硬化した状態を見計らい、溝切りカッター等を用いて行う。

(b)溝は、V字形又はU字形とし、均一な幅に床シート厚さの2/3程度まで溝切りする。

(c)溶接は、熱溶接機を用いて、ビニル床シートと溶接棒を同時に溶融し、余盛りができる程度に加圧しながら行う。

(d)溶接完了後、溶接部が完全に冷却した後、余盛りを削り取り、平滑にする。